

○自転車安全利用指導員・自転車安全利用推進員の設置

1 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（抜粋）

（自転車安全利用指導員）

第十三条 知事は、自転車の安全な利用の促進に理解と熱意を有する者のうちから、自転車安全利用指導員を委嘱することができる。

2 自転車安全利用指導員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 自転車交通安全教育
- 二 自転車の安全な利用に関する啓発活動及び広報活動
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全な利用の促進を図る活動

3 自転車安全利用指導員は、街頭において自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導及び助言を行うことができる。

2 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例（抜粋）

（自転車安全利用推進員）

第10条 知事は、自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深めるため、自転車交通安全教育、広報、啓発その他の自転車の安全な利用の促進に関する活動を行う自転車安全利用推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 府は、推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な支援を行うものとする。